



「特定先端大型研究施設の共用 の促進に関する法律」について

平成20年5月

文部科学省

量子放射線研究推進室

共用促進法制定の背景

■ 背景①

共用を目的とした施設の開発・建設及び共用は、独立行政法人理化学研究所法で定める業務の範囲には含まれていなかったことから、同研究所に該当業務を追加

■ 背景②

施設の利用者の選定及び支援（利用促進業務）を公平かつ効率的に行わせるため、該当業務を設置者である理化学研究所以外で能力のある者に行わせることが適当であったため、その枠組みを整備

共用促進法制定の背景(参考1)

- 理化学研究所法に定める業務
 - 科学技術に関する試験及び研究
 - 成果の普及及びその活用の促進
 - 研究所の施設及び設備を科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者への共用
 - 科学技術に関する研究者及び技術者の養成・資質向上
 - 上記の業務に附帯する業務
 - 上記の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律 に規定する業務

共用促進法の構成

- 共用促進法を適用する施設の特定
- 国による基本方針の策定
- 設置者（理研）への業務追加（←背景①）
- 設置者（理研）以外の第三者による共用の枠組みの整備（←背景②）
 - 登録施設利用促進機関（登録機関）制度
 - ✓ 登録機関の業務
 - ✓ 登録に関する規定
 - ✓ 登録機関の業務の実施に関する規定
 - ✓ 登録機関への命令 等

共用促進法の枠組み

国（文部科学省） 共用の促進に関する基本的な方針の策定（第4条）

実施計画の認可（第6条）

実施計画の認可（第13条）
業務規程の認可（第17条）改善命令（第26条）

（開発）

理化学研究所（第5条）

- ◇次世代スーパーコンピュータの開発、特定高速電子計算機施設の建設・維持管理等
- ◇SPring-8の共用施設の建設・維持管理等

先端的な研究施設の開発にポテンシャルを有する理化学研究所が施設の開発等を実施。

（共用）

登録機関（第8条、第11条）

外部専門家
（第16条）

- ◇利用者選定業務
（外部専門家の意見を聞きつつ、研究等を行う者の選定等）
- ◇利用支援業務（情報の提供、相談等の援助）

公平かつ効率的な共用を行うため、施設利用研究に専門的な知見を有する、開発主体とは別の機関が利用促進業務を実施。

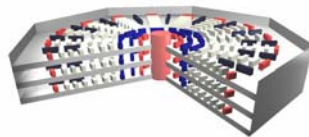
連携
（第9条）

特定先端大型研究施設（第2条）

世界最高レベルの性能を有し、広範な分野における多様な研究等に活用されることによりその価値が最大限に発揮される大規模な研究施設

次世代スーパーコンピュータ

SPring-8



- 公正な課題選定
- 情報提供、研究相談、技術指導等

利用者の
ニーズ

利用の
応募

広範な分野の研究者の活用

利用者（民間、大学、独立行政法人、基礎研究から産業利用まで幅広い利用）

独立行政法人

大学

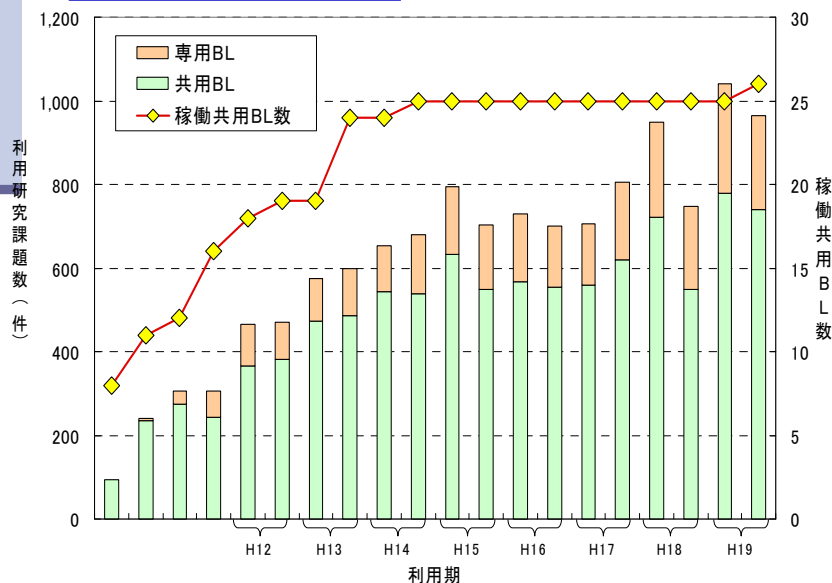
民間

SPring-8における利用状況(1)

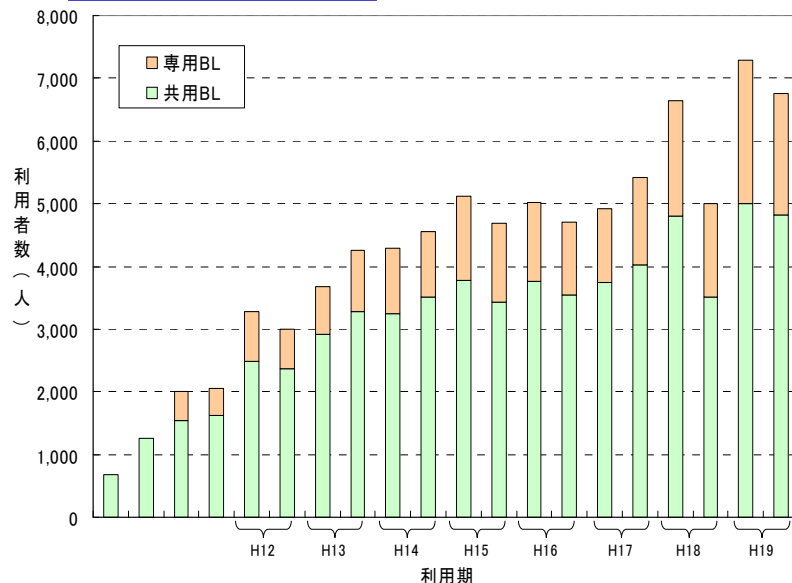
■平成19年度まで、のべ約84,600人の研究者が来訪し、約12,500件の研究を実施

■平成19年度は、のべ約14,000人の研究者が来訪し、約2,000件の研究を実施

利用課題数



利用者数

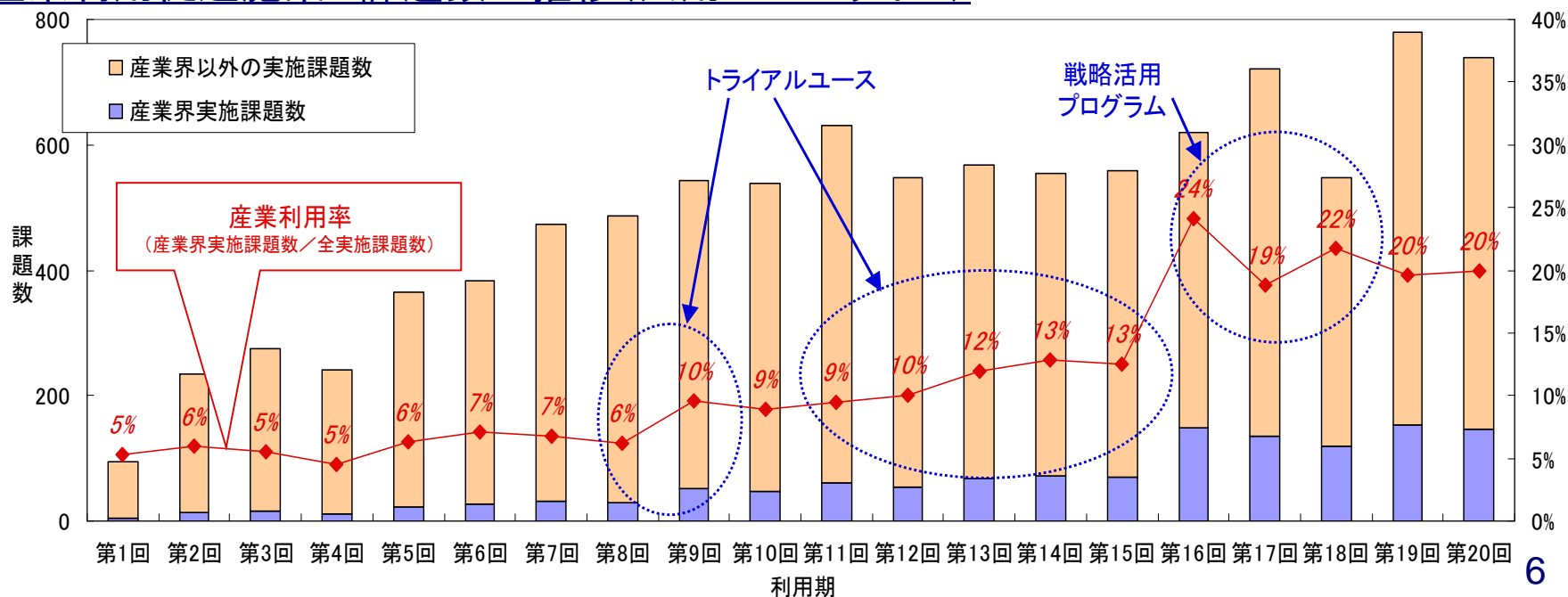


SPring-8における利用状況(2)

～産業利用の状況～

- 産業利用も着実に増加
- 最近3年間で約270社からのべ約7,000人が利用
- 産業利用に特化したビームライン(共用3本、専用5本)が稼働中更に専用2本(豊田、フロンティアソフトマター開発産学連合)が建設中

産業利用促進施策と課題数の推移(共用ビームライン)



J-PARCに適用する意義

- 施設設置者の業務としての明確な位置づけ
 - 業務として位置付けなければ、幅広い利用者に対し施設を共用することは困難。
- 様々なユーザに利用しやすい体制の構築
 - 第3者機関による選定（透明性の向上）
 - 専任組織による研究支援
- 施設運営に対する補助金の交付
 - 法人の予算状況にとらわれない安定した運営の確保（施設の運転費を他の経費に流用されない）